

別府市日常生活用具給付事業実施要綱

全部改正 平成 26 年 1 2 月 1 7 日
別府市告示第 4 2 2 号
改正 平成 28 年 3 月 3 0 日
別府市告示第 9 7 - 3 号
改正 平成 28 年 9 月 2 6 日
別府市告示第 3 2 9 号

別府市日常生活用具給付等事業実施要綱（平成 22 年別府市告示第 6 4 号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 77 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、日常生活を営むのに支障がある在宅の障害者又は障害児に対し、予算の定めるところにより日常生活上の便宜を図るための用具（以下「用具」という。）を給付することについて必要な事項を定めるものとする。

（給付の対象用具、対象者、耐用年数等）

- 第 2 条 給付の対象となる用具は、別表の種目の欄に掲げる用具とする。
- 2 用具の給付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、市の区域内に住所を有する者で、別表の対象者の欄に該当するものとする。ただし、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定により給付の対象となる用具の貸与又は購入に係る保険給付を受けることができる者は除く。
- 3 既に給付を受けた用具と同一種目の用具の給付の申請については、既に給付を受けた用具の給付日から別表の耐用年数の欄に定める年数を経過していなければならない。ただし、当該年数を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合は、この限りでない。
- 4 点字図書は、対象者 1 人につき年間 6 タイトル又は 24 巻を限

度とする。ただし、辞書等一括して購入しなければならないものを除く。

5 ストーマ装具及び紙おむつ等の給付は、1回の申請につき6月分を限度とする。

6 居宅生活動作補助用具の給付は、対象者1人につき、現に居住する住宅について別表に定める基準額に達するまでとする。

(給付の申請)

第3条 用具の給付を受けようとする障害者又は障害児の保護者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる用具に応じ、当該各号に定める申請書を福祉事務所長に提出しなければならない。

(1) 用具(居宅生活動作補助用具を除く。) 日常生活用具給付申請書(様式第1号)

(2) 居宅生活動作補助用具 居宅生活動作補助用具給付申請書(様式第2号)

2 前項各号に定める申請書(点字図書の給付に係る申請を除く。)には、申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者(当該申請者が障害者である場合にあっては、その配偶者に限る。)の同項に規定する申請をする日(以下この項及び第6条第2項第2号イにおいて「申請日」という。)の属する年度(当該申請日の属する月が4月から6月までの場合にあっては、前年度。第6条第2項第2号イにおいて同じ。)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。第6条第2項第2号イにおいて同じ。)の課税額を証明する書類その他福祉事務所長が必要と認める収入の額を証する書類(生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)であるときは、その旨の証明書)を添付しなければならない。

3 福祉事務所長は、申請者の同意があつて、公簿等により前項に規定する添付書類の記載事項を確認することができるときは、当該添付書類を省略させることができる。

4 点字図書の給付の申請に係る第1項第1号に定める申請書には、点字出版施設による点字図書発行証明書を添付しなければならない。

5 第1項第2号に定める申請書には、第2項に規定する添付書類のほか、

住宅改修図面、住宅改修見積書及び現況写真並びに借家の場合は家主の承諾書を添付しなければならない。

(決定等)

第4条 福祉事務所長は、前条第1項に規定する申請（点字図書の給付に係る申請を除く。）があったときは、当該職員に申請者の身体状況、住宅環境等を調査させるとともに、その内容を審査し、用具の給付の決定を行うものとする。

2 福祉事務所長は、点字図書の給付に係る前条第1項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、点字図書の給付の決定を行うものとする。

3 福祉事務所長は、第1項の規定により用具の給付を行うことを決定したときは、申請者に日常生活用具給付決定通知書（様式第3号）により通知するとともに、日常生活用具給付券（様式第4号）を交付するものとする。

4 福祉事務所長は、第2項の規定により点字図書の給付を行うことを決定したときは、申請者に日常生活用具給付決定通知書により通知するとともに、提出された点字図書発行証明書に給付する旨の証明をして返却するものとする。

5 福祉事務所長は、第1項又は第2項の規定により用具の給付を行わないことを決定したときは、申請者に却下決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(用具の給付の委託)

第5条 福祉事務所長は、前条第1項の規定により用具（居宅生活動作補助用具を除く。以下この条において同じ。）の給付の決定を受けた者に用具の給付を行うときは、用具の製作又は販売を業とする者（以下「用具業者」という。）に委託して行うものとする。

(用具給付決定者の費用の負担)

第6条 第4条第1項の規定により用具の給付の決定を受けた者(以下「用具給付決定者」という。)は、用具の給付を受けたときは、用具の給付に要する費用の一部を負担しなければならない。

2 前項の規定により用具給付決定者が負担する額は、次に掲げる額の合

計額とする。

(1) 用具の給付に要する費用が、別表に定める基準額を超えるときは、用具の給付に要する費用から当該基準額を減じた額

(2) 用具の給付に要する費用の額（当該費用が別表に定める基準額を超えるときは、同表に定める基準額）から、当該額に100分の90を乗じて得た額（1円未満は切り捨てる。）を差し引いた額。ただし、当該額が、次のア又はイに掲げる用具給付決定者の区分に応じ、当該ア又はイに定める額を超えるときは、当該ア又はイに定める額とする。
ア イに掲げる用具給付決定者以外の用具給付決定者 37,200円

イ 市町村民税世帯非課税者（用具給付決定者及び当該用具給付決定者と同一の世帯に属する者（当該用具給付決定者が障害者である場合にあつては、その配偶者に限る。）が申請日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該用具給付決定者をいう。）又は用具給付決定者及び当該用具給付決定者と同一の世帯に属する者が、第4条第1項の規定により用具の給付の決定を受けた月において、被保護者（生活保護法第6条第1項に規定する被保護者をいう。）である場合における当該用具給付決定者 0円

3 前項の規定にかかわらず、ストーマ装具の給付の決定を受けた用具給付決定者が当該給付において負担する額は、同項第1号の規定により算出された額及び同項第2号の規定により算出された額に2分の1を乗じて得た額（1円未満の端数は切り捨てる。）の合計額とする。

4 用具給付決定者は、福祉事務所長から用具の給付を委託された用具業者から当該用具を受け取ったとき又は居宅生活動作補助用具の給付に伴い住宅改修を施工する業者（以下「住宅改修業者」という。）が当該住宅改修を完了したときは、当該用具業者又は住宅改修業者に日常生活用具給付券を提出するとともに、第1項の規定により負担しなければならない費用を支払わなければならない。

(点字図書給付決定者の費用の負担及び給付の方法)

第7条 第4条第2項の規定により点字図書の給付の決定を受けた者（以下「点字図書給付決定者」という。）は、点字図書の給付に要する費用の一部を負担しなければならない。

2 前項の規定により、点字図書給付決定者が負担する額は、点字翻訳する一般図書の購入価格相当額とする。

3 点字図書給付決定者は、点字図書出版施設に第4条第4項の規定により返却された点字図書発行証明書を提出するとともに、第1項の規定により負担しなければならない費用を支払って点字図書の発行を申し込み、点字図書の給付を受けるものとする。

(市の費用の負担)

第8条 市は、用具の給付に要する費用のうち、第6条第1項の規定により用具給付決定者が負担する費用又は前条第1項の規定により点字図書給付決定者が負担する費用を除いた費用を負担する。

2 用具を給付した用具業者又は住宅改修を完了した住宅改修業者は、前項に規定する市が負担する費用を請求しようとするときは、請求書に日常生活用具給付券を添えて市長に提出するものとする。

3 点字図書給付決定者に点字図書を引き渡した点字図書出版施設は、第1項に規定する市が負担する費用を請求しようとするときは、請求書を市長に提出するものとする。

(譲渡の禁止)

第9条 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(費用及び用具の返還)

第10条 福祉事務所長は、虚偽その他不正な手段により用具の給付を受けた者があるとき、又は用具の給付を受けた者が前条の規定に反したときは、当該用具の給付に要した費用のうち市が負担した費用の全部若しくは一部又は当該用具を返還させることができる。

(台帳の整備)

第11条 福祉事務所長は、用具の給付の状況を明確にするため、台帳を整備しておくものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、用具の給付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に市が障害者又は障害児の保護者に給付した用具及び次項の規定によりなお従前の例により給付された用具は、改正後の別府市日常生活用具給付事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定により給付された用具とみなして新要綱第2条第3項、第4項及び第6項、第9条、第10条並びに第11条の規定を適用する。

3 新要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申請のあった用具の給付から適用し、同日前に申請のあった用具の給付については、なお従前の例による。

4 この要綱の施行の際現に存する改正前の別府市日常生活用具給付等事業実施要綱に定める様式の内紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

附 則（平成28年3月30日別府市告示第97-3号）

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(別府市人工内耳装用者に対する電池及びスピーチプロセッサ購入費補助金交付要綱の廃止)

2 別府市人工内耳装用者に対する電池及びスピーチプロセッサ購入費補助金交付要綱（平成21年別府市告示第144号）は、廃止する。

附 則（平成28年9月26日別府市告示第329号）

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の様式第1号及び様式第2号の内紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

別表（第2条、第6条関係）

種 目	対象者	性 能	基準額	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台 下肢若しくは体幹機能障害2級以上の者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）で定める特殊の疾病の者（以下「難病患者等」という。）で寝たきりの状態にあるもの。ただし、児童にあっては、原則として学齢児以上の者とする。	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000円	8年
	特殊マット 下肢若しくは体幹機能障害1級（18歳までは2級以上）で常時介護を要する者、重度の知的障害者又は難病患者等で寝たきりの状態にあるもの。ただし、児童にあっては、原則として3歳以上の者とする。	<small>じよくそう</small> 褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	19,600円	5年
	特殊尿器 下肢若しくは体幹機能障害1級の者（常時介護を要する者に限る。）又は難病患者等で自力で排尿できないもの。ただし、児童にあっては、原則として学齢児以上の者とする。	尿が自動的に吸引されるもので、障害者及び難病患者等（以下「障害者等」という。）又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000円	5年
	入浴担架 下肢又は体幹機能障害2級以上の者（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）。ただし、児童にあっては、原則として3歳以上の者とする。	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400円	5年
	体位変	介助者が障害者等	15,000円	5年

換器	機能障害2級以上の者（下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）又は難病患者等で寝たきりの状態にあるもの。ただし、児童にあっては、原則として学齢児以上の者とする。	の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの		
移動用 リフト	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の者又は難病患者等で下肢若しくは体幹機能に障害のあるもの。ただし、児童にあっては、原則として3歳以上の者とする。	介護者が障害者等を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000円	4年
		移動用リフト用吊り具	39,000円	
訓練い す	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に係るものに限る。）の程度が1級又は2級であるものとして記載されている、かつ、原則として3歳以上であるもの	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	33,100円	5年
訓練用 ベッド	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に係るものに限る。）の程度が2級以上であるものとして記載されている、かつ、原則として学齢児以上のもの又は難病患者等で下肢若しくは体幹機能に障害のあるもの	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200円	8年

自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢若しくは体幹機能障害者又は難病患者等で入浴に介助を必要とするもの。ただし、児童にあっては、原則として3歳以上の者とする。	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000円	8年
	便器	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の者又は常時介助を要する難病患者等。ただし、児童にあっては、原則として学齢児以上の者とする。	障害者等が容易に使用し得るもの（手すりを付けることができる。）。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	4,450円	8年
	歩行補助つえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害者	T字状・棒状のつえ	3,150円	3年
	移動・移乗支援用具	平衡機能若しくは下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者又は難病患者等で下肢が不自由なもの。ただし、児童にあっては、原則として3歳以上の者とする。	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 ア 障害者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の機能を有するもの	60,000円	8年

頭 部 保 護 帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害者又は知的障害者（児）・精神障害者で転倒により頭部を強打するおそれのあるもの		スポンジ、革が主材料のもの 15,656円 スポンジ、革、プラスチックが主材料のもの 37,852円 上記の基準額については、オーダーメイドによる製品に適用するものとし、レディメイドについては、上記の基準額の80%の範囲内の額とする。	3年
特 殊 便 器	上肢障害2級以上の者、重度の知的障害者であり、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難なもの又は難病患者等で上肢機能に障害のあるもの。ただし、児童にあっては、原則として学齢児以上の者とする。	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200円	8年
火 災 警 報 器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な重度の障害者のみの世帯、難病患者等のみの世帯又はこれらに準ずる世帯	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	15,500円	8年
自 動 消 火 器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な重度の障害者のみの世帯、難病患者等のみの世帯又はこれらに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700円	8年
電 磁 調 理 器	視覚障害2級以上の者又は重度の知的障害者であって、18歳以上のもの（盲人又は知的障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	視覚障害者及び知的障害者が容易に使用し得るもの	41,000円	6年
歩 行 時 間 延 長	視覚障害2級以上の者。ただし、児	視覚障害者が容易	7,000円	10年

	信号機用小型送信機	童にあつては、原則として学齡児以上の者とする。	に使用し得るもの		
	聴覚障害者屋内信号装置	聴覚障害2級以上の者（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に限る。）	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400円	10年
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者。ただし、児童にあつては、原則として3歳以上の者とする。	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500円	5年
	ネブライザー	呼吸器機能障害3級以上若しくは同程度の身体障害者であつて、必要と認められるもの又は難病患者等で呼吸器機能に障害のあるもの。ただし、児童にあつては、原則として学齡児以上の者とする。	障害者等が容易に使用し得るもの	36,000円	5年
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上若しくは同程度の身体障害者であつて、必要と認められるもの又は難病患者等で呼吸器機能に障害のあるもの。ただし、児童にあつては、原則として学齡児以上の者とする。	障害者等が容易に使用し得るもの	56,400円	5年
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害者が容易に使用し得るもの	17,000円	10年
	盲人用体温計（音声式）	視覚障害2級以上の者（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）。ただし、児童にあつては、原則として学齡児以上の者とする。	視覚障害者が容易に使用し得るもの	9,000円	5年

	盲人用体重計	視覚障害2級以上の者（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	視覚障害者が容易に使用し得るもの	18,000円	5年
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	呼吸器若しくは心臓機能障害3級以上の者又は難病患者等で在宅酸素療法を行うもの若しくは人工呼吸器の装着が必要なもの	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害者等が容易に使用し得るもの	157,500円	5年
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有するもの。ただし、児童にあつては、原則として学齢児以上の者とする。	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの	98,800円	5年
	情報・通信支援用具	視覚障害2級以上の者及び重度の上肢不自由者・児等であつて周辺機器等を使用しなければ情報機器の利用が困難なもの。ただし、児童にあつては、原則として学齢児以上の者とする。	障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器又はアプリケーションソフト	100,000円	6年
	視覚障害者用ワンセグラジオ	視覚障害2級以上の者。ただし、児童にあつては、原則として学齢児以上の者とする。	地上デジタル放送が受信できる物であつて、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	29,000円	6年
	点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害（原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級）のある者であつて、必要と認められるもの	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500円	6年
	点字器	視覚障害者で、必要と認められるもの。ただし、児童にあつては、原則として学齢児以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの	（標準型） 真鍮製 10,712円 プラスチック製 6,798円	標準型 7年 携帯用 5年

	の者とする。		(携帯用) アルミニウム製 7,416円 プラスチック製 1,699円	
点字タイプライター	視覚障害2級以上の者(本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	63,100円	5年
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上の者。ただし、児童にあっては、原則として学齢児以上の者とする。	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの	録音再生機 8 5,000円 再生専用機 3 5,000円	6年
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上の者。ただし、児童にあっては、原則として学齢児以上の者とする。	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの	99,800円	6年
視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもの。ただし、児童にあっては、原則として学齢児以上の者とする。	画像入力装置を読み取りたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	198,000円	8年
盲人用時計	視覚障害2級以上の者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	触読式 10,300円 音声式 13,300円	10年
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められ	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、聴覚障害者が容易に使用できる	71,000円	5年

	るもの。ただし、児童にあっては、原則として学齢児以上の者とする。	もの		
聴覚障害者情報受信装置	聴覚障害者（児）であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの	88,900円	6年
人工喉頭	喉頭摘出者	笛式 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通して音源を口腔内に導き構音化するもの 電動式 顎下部等にあてた電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	笛式 5,150円 電動式 72,203円	笛式 4年 電動式 5年
人工喉頭（埋込型人工鼻）	音声機能障害者又は言語機能障害者で、無喉頭、発声筋麻痺等により音声を発することが困難で、常時埋込型の人工鼻を使用している者。（医療保険等で助成対象となる場合を除く。）	気管孔に取り付ける人工鼻用カセット及びベースプレート	月額23,100円	
点字図書	主に情報の入手を点字によっている視覚障害者。ただし、児童にあっては、原則として学齢児以上の者とする。	点字により作成された図書		
人工内耳用体外機（スピーチ	聴覚障害者（児）であって、現に人工内耳用体外機（スピーチプロセ	人工内耳用音声信号処理装置、マイククロフォン、送信コイル、送信ケー	1,000,000円	5年

	プロセッサ)	ッサ)を装着しているもの(医療保険、動産保険その他の制度等で助成対象となる場合を除く。)	ブル、マグネット、接続ケーブル等		
	人工内耳用電池	人工内耳を装着している聴覚障害者(児)	人工内耳用体外機に適合し得る電池又は充電電池	片耳につき年額24,000円	
	人工内耳用充電器	人工内耳を装着している聴覚障害者(児)	専用充電電池に適合し得る専用充電器であって、対象者が容易に使用し得るもの	25,000円	3年
排泄管理支援用具	ストーマ装具	腸管の切除若しくは膀胱の切除によって肛門からの排便又は膀胱からの排尿が困難となり、腹部に人工肛門又は人工膀胱を設け排泄を行っている者	<p> 消化器系 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とする(ラテックス製又はプラスチックフィルム製)。 尿路系 低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付とする(ラテックス製又はプラスチックフィルム製)。 消化器系、尿路系ともに、1か所当たりの皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものを含む。 </p>	<p> 消化器系 月額8,858円 尿路系 月額11,639円 </p>	
	紙おむつ等	3歳以上の者であって、次のいずれかに該当するもの ア 治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん若しくはストーマの変形のためストーマ装具を装着することができない者又は先天性疾患(先天性鎖肛を除く。)に	紙おむつ等の分類 紙おむつ サラシ ガーゼ 脱脂綿 洗腸装具	月額12,000円	

		<p>起因する神経障害による高度の排尿機能障害若しくは高度の排便機能障害のある者若しくは先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者で、紙おむつ等の用具類を必要とするもの</p> <p>イ 脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿又は排便の意思表示が困難な者で、紙おむつ等の用具類を必要とするもの</p>			
	収尿器	<p>脊髄損傷等による排尿障（特に失禁のある場合）により、収尿器を必要とする者</p>	<p>採尿器とストーマ装具（尿路系）で構成し、尿の逆流防止装置をつけるもの</p>	<p>男性用普通型 7, 931円 男性用簡易型 5, 871円 女性用普通型 8, 755円 女性用簡易型 6, 077円</p>	1年
居宅生活補助具	居宅生活補助具	<p>下肢、体幹機能障害若しくは乳幼児期の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する者であつて、障害等級3級以上（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上）のもの又は難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のあるもの。児童は原則として学齡児以上のも。ただし、原則として、転居又は施設入所の予定がない者に限る。</p>	<p>給付対象者が現に居住する住宅（借家の場合は家主の承諾を必要とする。）において、障害者の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。住宅改修の範囲は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 手すりの取付け イ 段差解消 ウ 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 エ 引き戸等への</p>	200,000円	

			扉の取替え オ 洋式便器等へ の便器の取替え カ その他アから オまでの住宅改 修に付帯して必 要となる住宅改 修		
--	--	--	--	--	--

(注) 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。